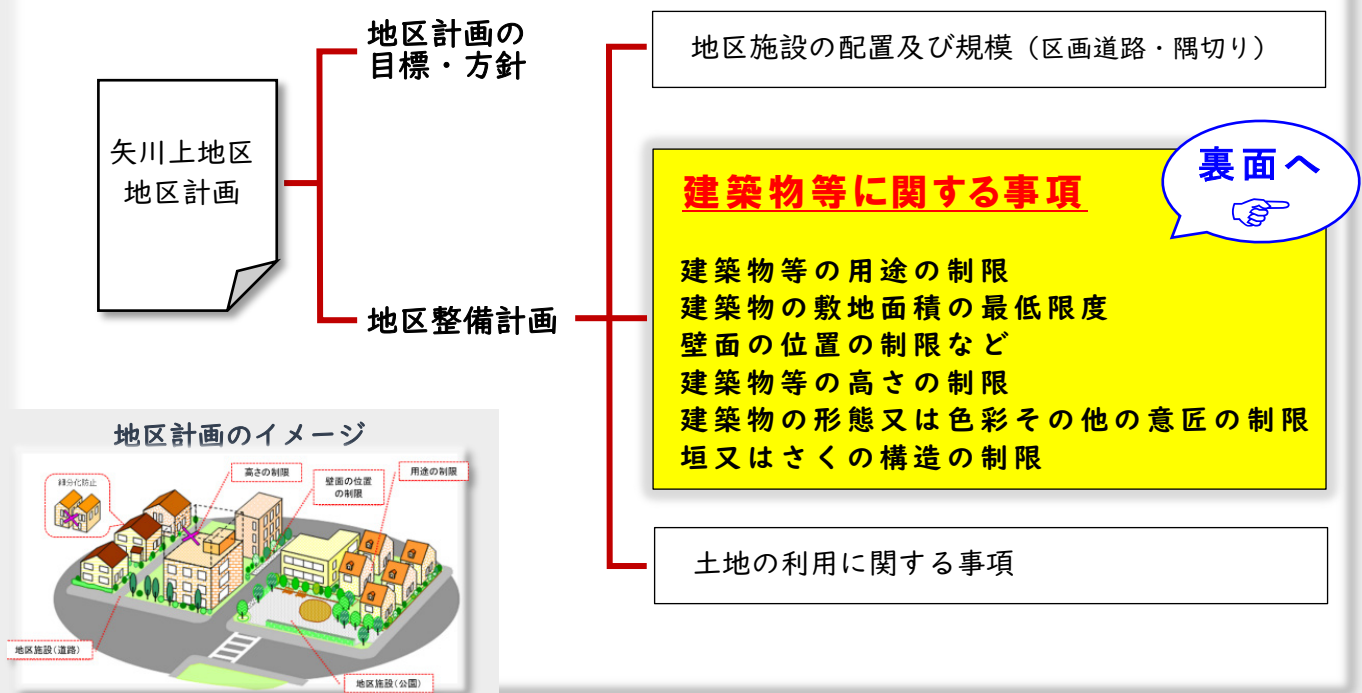


地区計画の検討状況をお知らせします

地区計画は、区画道路や公園の配置、建築物の用途、土地利用などを地区の実情に応じて定め、住みやすいまちづくりを進める制度です。

今回は、地区計画で定めるルールのうち、**建築物等に関する事項**について現在の検討状況をお知らせします。

地区計画の構成



まちづくりニュースに関するご意見・ご感想
などがございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。



～お問い合わせ～

国立市 都市整備部 南部地域まちづくり課 計画整備係 担当：山崎・鈴木

〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1

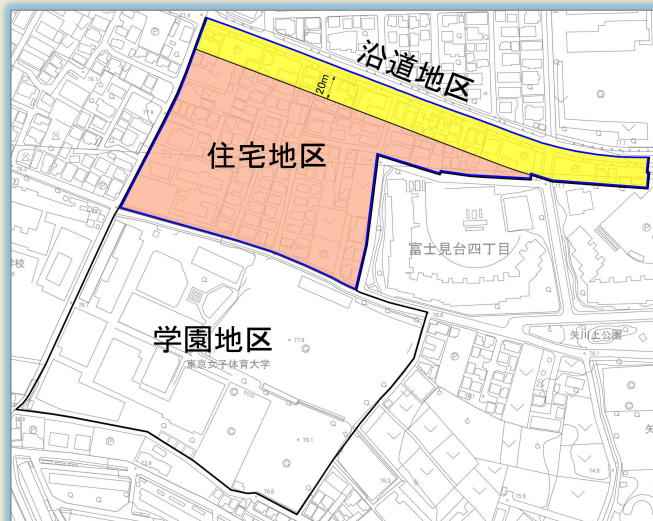
TEL：042-576-2111（内線：372） FAX：042-576-0264

E-mail：sec_nanbuseibi@city.kunitachi.lg.jp

建築物等に関する事項

地区計画の区域のうち
住宅地区と**沿道地区**
で定める建物や敷地などの
ルールに関する
検討状況です

矢川上地区 計画区域



建物等の**用途**

建物の使い方を定めます

住宅地区	沿道地区
住宅、併用住宅、共同住宅、 寄宿舍、下宿、学校、老人ホ ーム、保育所、福祉ホーム、 診療所、巡査派出所 など	-

建物の**最低敷地限度**

敷地の最低面積を定めます

住宅地区	沿道地区
<u>110m²</u>	-

建物等の**壁面の位置**など

道路や隣地との距離を定めます

住宅地区	沿道地区
・道路境界まで <u>0.75m</u> 以上 ・隣地境界まで <u>0.5m</u> 以上 ・角地は <u>隅切り</u> (隅切りは工作物設置不可)	

建物等の高さの**最高限度**

建物の高さを定めます

住宅地区	沿道地区
<u>12m</u>	<u>15m</u>

建物等の**形態**や**色彩**など

建物や看板の色彩や形状を定めます

住宅地区	沿道地区
周辺の <u>まちなみと調和したもの</u>	

敷地の**垣**や**さく**

垣やさくの構造を定めます

住宅地区	沿道地区
地面から0.6m以上の部分 は、 <u>生垣</u> または <u>フェンス</u> とする	-